

□ 特集

2024. 1

【新春・税務読本】

改正された相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、平成15年度税制改正で導入され、次世代への早期の資産移転とその有効活用を通じた経済社会の活性化を図ることを目的としています。

しかしながら、制度創設当初に比べて近年は利用件数が減少しており、広く利用されているとは言い難い状況にあります。

そこでより一層の制度普及を目指して、令和5年度税制改正において、制度の見直しが行われました。ここでは、相続時精算課税制度の概要について確認するとともに、その改正内容について確認していきます。

また、暦年課税についても相続開始前贈与の相続税の課税価格への加算対象期間等の改正が行われていますので、合わせて確認していきます。

I 相続時精算課税の概要と改正点

1. 相続時精算課税制度の概要

(1) 贈与税・相続税を通じた課税

相続時精算課税制度は、贈与税・相続税を通じた課税が行われる制度で、一定の要件に該当する贈与者と受贈者間で財産の贈与を行った場合に選択できる贈与税の計算方法です。この制度を選択すると、贈与財産の累計で2,500万円（特別控除）までは贈与税が課税されず、累計で2,500万円を超えた場合には、超えた部分に対して一律20%の税率で贈

与税が課税されます。その後、相続が発生したときはその精算課税の贈与財産の全額と相続財産を合計して相続税の計算を行い、すでに支払った贈与税がある場合にはその贈与税を精算して差額の相続税を納付することになるため、贈与税と相続税を通じた納税となります。

(2) 適用対象者

贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母、祖父母など、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳（令和4年3月31日以前の贈与については20歳）以上の者のうち、贈与者の子や孫など（直系卑属）である推定相続人または孫です。

なお、相続時精算課税はこの要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができますので、たとえば、子が父母の一方からの贈与のみ相続時精算課税を選択することも、父母の両方からの贈与について相続時精算課税を選択することも可能です。

(3) 贈与税額の計算

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産については、その選択をした年以後、相続時精算課税に係る贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額から、特別控除額（複数年において適用可能で、限

度額は累計2,500万円)を控除後の金額に、一律20%の税率を乗じて計算した額となります。

(4) 相続税額の計算

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時には、相続税額は、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額(贈与時の価額によります)と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算することになります。

たとえば、贈与時の相続税評価額が5,000万円の土地について、相続発生時の相続税評価額が6,000万円に上がっている場合や4,000万円に下がっている場合でも、相続税計算の際の評価額は5,000万円となります。

そして、納付すべき相続税額は、計算された相続税額から既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して計算しますが、相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、還付を受けることができます。

なお、相続時精算課税制度を利用して贈与した土地については、相続税の計算の際に小規模宅地等の特例(相続開始の直前において被相続人または被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用または居住の用に供されていた宅地等のうち一定の要件を満たすものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分について、評価額を80%または50%減額することができる特例)の適用を受けることはできません。

(5) 手続き

相続時精算課税を選択しようとする受贈者は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間(贈与税の申告書の提出期間)に納税地の所轄税務署長に対して、受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本など一定の書類及び「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して提出する必要があります。

なお、相続時精算課税は、一度選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用されることになり、途中で暦年課税に変更することはできません。

2. 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設

(1) 基礎控除の導入

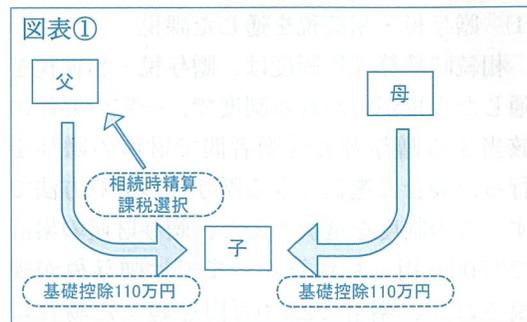
暦年課税制度においては、少額不追及の観点から基礎控除が設けられていますが、相続時精算課税制度は、生前に贈与を受けた財産についての課税上の精算を相続時に行うことが制度の前提とされているため、基礎控除は設けられていませんでした。

相続時精算課税制度では、その選択をした後の贈与については、その金額にかかわらず贈与税の申告をしなければならず、その手続きが煩雑であることも相続時精算課税制度の利用が進まない要因のひとつと考えられるため、この点について、利用促進の観点から、相続時精算課税を選択した後の贈与についても、毎年110万円の基礎控除が設けられることになりました。

(2) 暦年贈与の基礎控除との関係

相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除は、従来の暦年課税に係る贈与税の基礎控除とは別のもとなっています。

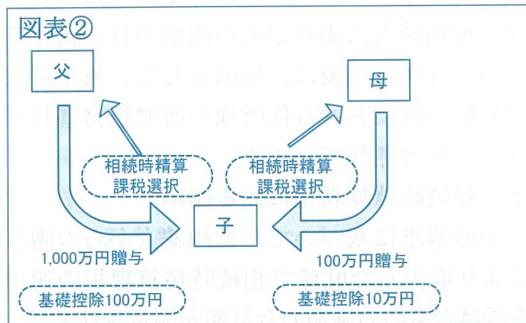
したがって、たとえば父からの相続時精算課税に係る基礎控除と母からの暦年課税に係る基礎控除とをそれぞれ適用することで、年間で最大220万円までの贈与について贈与税が課税されないこととなります。(図表①)



ただし、相続時精算課税に係る基礎控除の

110万円は、受贈者1人につき毎年認められるものです。したがって、たとえば同一年に父母それぞれから相続時精算課税の対象となる贈与を受けた場合であっても、その年の相続時精算課税に係る基礎控除は110万円が限度となります。

この場合、父母それぞれから贈与を受けた財産について適用される基礎控除の額は、110万円をそれぞれの贈与税の課税価格で按分して計算することになります。(図表②)



(3) 相続時精算課税に係る贈与税の計算式

改正前と改正後の相続時精算課税に係る贈与税の計算式は次のとおりです。

改正前	その年中に特定贈与者から贈与を受けた財産の価額 - 特別控除額 (累積2,500万円) × 税率 (一律20%)
改正後	その年中に特定贈与者から贈与を受けた財産の価額 - 基礎控除額 (110万円) * - 特別控除額 (累積2,500万円) × 税率 (一律20%)

* 同一年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合には、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分

改正前後の計算例を掲げます。(図表③)

図表③

改正前

相続時精算課税選択

× 1年 2,000万円贈与
2,000万円 ≤ 2,500万円
非課税

× 2年 600万円贈与
2,000万円 + 600万円
= 2,600万円 > 2,500万円
100万円 × 20% = 20万円

× 3年 500万円贈与
500万円 × 20% = 100万円

改正後

相続時精算課税選択

× 1年 2,000万円贈与
2,000万円 - 110万円
= 1,890万円 ≤ 2,500万円
非課税

× 2年 600万円贈与
1,890万円 + (600万円 - 110万円) = 2,380万円
≤ 2,500万円
非課税

× 3年 500万円贈与
2,380万円 + (500万円 - 110万円) = 2,770万円 > 2,500万円
270万円 × 20% = 54万円

3. 相続税の課税価格に加算される相続時精算課税適用財産の価額の改正

(1) 加算される価額

相続時精算課税制度では、相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者(特定贈与者)の相続税の計算上、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が相続税の課税価格に加算されることとされています。

(2) 基礎控除額の除外

今回の改正により、贈与時に上記2の相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除により控除された額については、特定贈与者の相続時に特定贈与者の相続税の課税価格に加算されないこととされました。

4. 相続時精算課税選択届出書の提出方法の見直し

(1) 相続時精算課税選択届出書の提出方法

相続時精算課税の適用を受けようとする者は、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額にかかわらず贈与税の申告をする必要があったことから、相続時精算課税選択届出書は、贈与税の申告書に添付して贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされていました。

(2) 基礎控除以下である場合

今回の改正により、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除が設けられた結果、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額が基礎控除以下である場合には、贈与税の申告書の提出が不要となりました。そのため、そのような場合には相続時精算課税選択届出書のみを提出することができることとされました。その際には、その旨を相続時精算課税選択届出書に記載することになります。

なお、特定贈与者から相続時精算課税に係る基礎控除を超える金額の贈与を受けた場合や特定贈与者から贈与により取得した財産の価額が相続時精算課税に係る基礎控除以下であってもその財産以外の財産を贈与により取得したため贈与税の申告が必要となる場合には、従来どおり、相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して提出することになります。

5. 相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等の改正

(1) 相続時精算課税に係る開示請求

被相続人から相続又は遺贈（相続時精算課

税に係る贈与を含む）により財産を取得した者は、他の共同相続人等がいる場合には、その被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等が被相続人から取得した相続時精算課税の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額について、税務署長に対し開示の請求をすることができるとされています。

この贈与税の申告内容の開示請求については、被相続人に係る相続の開始の日の属する年の3月16日以後に、原則として、被相続人の死亡の時ににおける住所地の所轄税務署長に行うこととされています。

(2) 相続時精算課税に係る開示

(1)の請求に基づいて、被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けたものの価額の合計額が開示されます。

なお、この贈与税の申告内容の開示請求を受けた税務署長は、請求後2か月以内に開示をしなければならないこととされています。

(3) 改正内容

相続時精算課税に係る贈与税の申告内容の開示を請求しようとする者は、他の共同相続人等が被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る贈与税の申告書に記載された相続時精算課税に係る基礎控除後の贈与税の課税価格の合計額について、開示請求することとされました。

6. 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設

(1) 贈与時の価額の加算

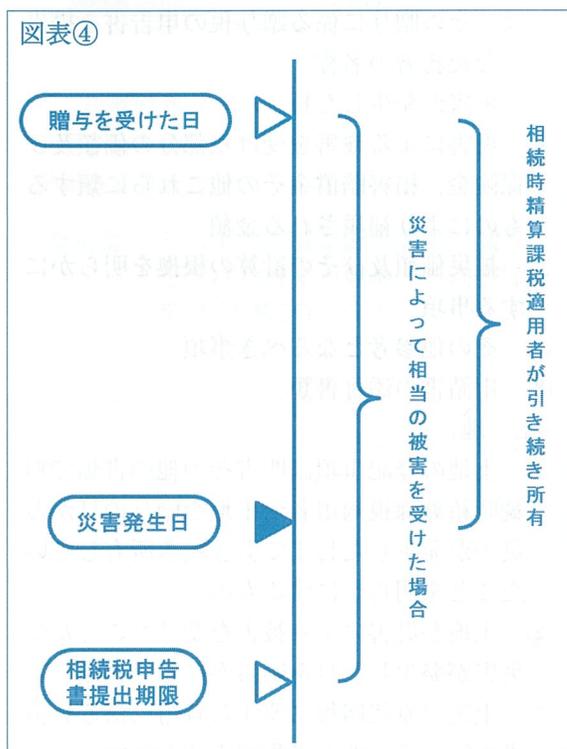
改正前においては、相続時精算課税を選択した場合には、その選択に係る贈与者（特定贈与者）の死亡に係る相続税の計算においては、特定贈与者からの贈与により取得した財産のその贈与の時ににおける価額を相続税の課税価格に加算又は算入することとされていました。

(2) 災害の場合の土地、建物の価額

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって相当の被害を受けた場合において、相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、土地又は建物の贈与の時における価額からその災害により被害を受けた部分に対応するものとして計算した金額を控除した残額が、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算又は算入されることとされました。

(3) 適用要件

相続時精算課税適用者が、その土地又は建物を贈与により取得した日から災害が発生した日まで引き続き所有していることが必要です。(図表④)



また、この特例は、相続時精算課税の適用に係る贈与により取得し、被害を受けた土地又は建物について、災害減免法により贈与税の軽減等の適用を受けようとする場合又は受

けた場合には、適用されません。

(4) 災害の範囲

この特例における「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

(5) 相当の被害の範囲

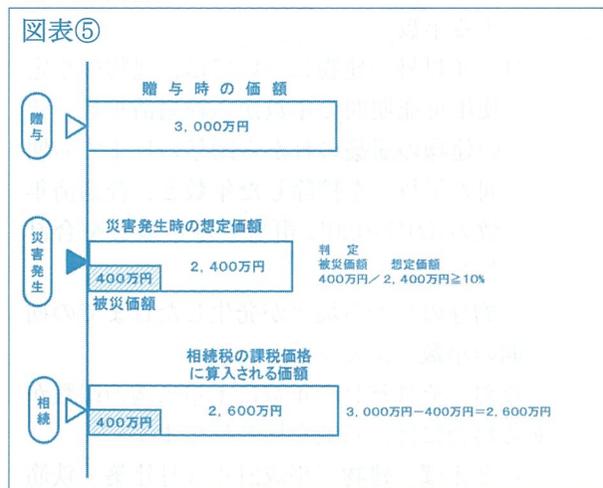
この特例における「相当の被害」とは、次の財産の区分に応じそれぞれ次に定める程度の被害をいいます。

① 土地

土地の贈与の時における価額のうちにその土地に係る被災価額の占める割合が10分の1以上となる被害

② 建物

建物の想定価額のうちにその建物に係る被災価額の占める割合が10分の1以上となる被害(図表⑤)



なお、「被災価額」とは、この特例の適用に係る土地又は建物が災害により被害を受けた部分の価額から保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を控除した残額をいいます。

また、「相当の被害」に該当するかどうかの判定に当たっては、土地に係る被災価額は、土地の贈与の時における価額が限度とされ、建物に係る被災価額は、建物の想定価額が限

度とされます。

(6) 想定価額

この特例における建物の「想定価額」とは、災害が発生した日における建物の想定上の価額で、次の算式により求めることとされています。

想定価額を用いるのは、建物については、贈与時から災害発生時までの使用に応じて減価していると考えられるので、それに従って、減価償却の考え方によって災害発生時の価額を想定するためです。

$$\text{建物の贈与の時の価額} \times \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①}}$$

① 次の建物の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ 贈与の日において想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合における耐用年数）の全部を経過している建物については、その想定使用可能期間の年数の100分の20に相当する年数

ロ イ以外の建物については、建物の想定使用可能期間の年数から経過済年数（その建物の新築の日から贈与の日までの期間の年数）を控除した年数と、経過済年数の100分の20に相当する年数とを合計した年数

② 贈与の日から災害が発生した日までの期間の年数（①の年数が上限）

なお、それぞれの年数に1年未満の端数がある場合には、端数を切り捨てます。

たとえば、建物（平成21年3月建築・鉄筋コンクリート造・事務所用の法定耐用年数50年）の贈与の時の価額が3,000万円で、令和6年7月に贈与し、令和10年1月に災害が発生した場合は、想定価額は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{①の年数} & (50年 - 15年) + 15年 \times 0.2 = 38年 \\ \text{②の年数} & : 3年 \\ \text{想定価額} & : 3,000万円 \times (38年 - 3年) \div 38年 \\ & = 27,631,578円 \end{aligned}$$

(7) 特例の適用を受けるための申請手続

この特例の適用に係る承認を受けようとする相続時精算課税の適用者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、災害が発生した日から原則として3年を経過する日までに贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

- ① 相続時精算課税適用者の氏名、住所又は居所及び生年月日
 - ② 特定贈与者の氏名及び住所又は居所
 - ③ 災害により被害を受けた土地については、土地の贈与の時の価額並びにその土地の所在、地番、地目及び面積、建物については、建物の贈与の時の価額並びにその建物の想定価額及びその計算の根拠を明らかにする事項並びに所在、家屋番号及び床面積
 - ④ 土地又は建物を贈与により取得した年分及びその贈与に係る贈与税の申告書を提出した税務署の名称
 - ⑤ 災害が発生した日
 - ⑥ 災害による被害を受けた部分の価額及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額
 - ⑦ 被災価額及びその計算の根拠を明らかにする事項
 - ⑧ その他参考となるべき事項
- (8) 申請書の添付書類
《土地》
- ① 土地の登記事項証明書その他の書類で相続時精算課税適用者が土地を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたことを明らかにするもの
 - ② 土地が災害により被害を受けたこと及び災害が発生した日を明らかにする書類
 - ③ 土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写しその他の書類で土地が災害により被害を受けた部分の価額及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を明らかにするもの
 - ④ その他参考となるべき書類

《建 物》

- ① 建物の登記事項証明書その他の書類で建物の新築をした年月日及び相続時精算課税適用者が建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたことを明らかにするもの
 - ② 市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で建物が災害により被害を受けたこと及び災害が発生した日を明らかにするもの
 - ③ 建物の修繕に要する費用に係る見積書の写し、保険金の支払通知書の写しその他の書類で建物が災害により被害を受けた部分の価額及び保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を明らかにするもの
 - ④ その他参考となるべき書類
- (9) 税務署長による手続

申請書の提出を受けた税務署長は、申請書の内容を審査し、その申請に対して承認又は却下をし、その旨を申請者に通知することとされています。また、承認をする場合には、その審査した被災価額（納税者から提出された申請書に記載されている事項及び添付されている書類により明らかにされる情報に基づいて計算した被災価額）を併せて通知することとされています。

なお、審査した被災価額の通知後に、保険金や損害賠償金が支払われたこと等により、事後的に、被災価額に異動が生じた場合には、修正することになります。

7. 適用関係

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

なお、上記6の改正は、令和6年1月1日以後に、土地又は建物が災害により被害を受ける場合について適用されますが、令和5年12月31日以前に相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した土地又は建物が令和6年1月1日以後に災害により被害を受ける場

合についても適用されます。

II 暦年課税の改正点

1. 相続開始前贈与の相続税の課税価格への加算対象期間

(1) 加算対象期間

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に暦年課税に係る贈与によって財産を取得している場合には、その者については、その者の相続税の課税価格にその贈与により取得した財産の価額を加算した金額をその者の相続税の課税価格とみなし、その課税価格に基づいて相続税額を計算することになります。

そして、算出された相続税額からその加算に係る受贈財産について課せられた贈与税額を控除した金額がその者の納付すべき相続税額とされています。

ただし、相続時精算課税制度と異なり、算出された相続税額よりも加算に係る受贈財産について課せられた贈与税額の方が多い場合であっても、差額が還付されることはありません。

なお、基礎控除額110万円以下の贈与財産や死亡した年に贈与されている財産の価額も加算対象となります。

(2) 加算対象とならない贈与財産

被相続人から相続開始前3年以内に贈与された財産であっても、次の財産については加算する必要はありません。

- ① 贈与税の配偶者控除の特例（婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産または居住用不動産の取得資金の贈与について、基礎控除とは別に最高2,000万円まで控除できる特例）の適用を受けているまたは受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
- ② 直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
- ③ 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金

のうち、非課税の適用を受けた金額
(上記の金額のうち、贈与者死亡時の管理残額については、加算される場合があります)

- ④ 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額
(上記の金額のうち、贈与者死亡時の管理残額については、加算される場合があります)

(3) 加算対象期間の改正

相続税の課税価格に加算される生前贈与の対象期間について、相続開始前7年以内とされました。

(4) 加算される財産の価額の見直し

今回の改正により延長された期間(相続開始前3年超7年以内)に贈与を受けた財産の価額については、総額100万円までは相続税の課税価格に加算されないこととされました。

	加算対象期間	加算額
改正前	相続開始前3年以内	贈与により取得した財産の全額
改正後	相続開始前7年以内	贈与により取得した財産の全額－相続開始前3年超7年以内に贈与により取得した財産のうち総額100万円まで

2. 適用関係

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

ただし、令和6年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者については、この措置の対象となる生前贈与の加算期間は、それぞれ次のとおりとされ、段階的に7年に延長されることとなります。

- (1) 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者については、相続開始前3年以内の贈与が加算対象となります。

- (2) 令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者については、令和6年1月1日からその相続開始の日までの間の贈与が加算対象となります。

Ⅲ 相続時精算課税の選択に当たって

今回の相続時精算課税制度の改正については、制度利用が伸び悩んでいるため、次世代への早期の資産移転とその有効活用を通じた経済社会の活性化を図る観点から、制度の利用を促進するために行われました。

暦年課税に認められている基礎控除が相続時精算課税には認められていなかった点は、制度の利用を躊躇う要因の一つと考えられるため、相続時精算課税に基礎控除が創設されました。また、不動産が贈与後に被災しても贈与時の価額が相続税の課税価格に算入される点も同様に制度の利用を躊躇う要因の一つと考えられるため、相続時精算課税に係る土地又は建物が被災した場合の価額の特例が創設されました。

これにより、相続時精算課税のデメリットは一定程度解消されることとなります。

一方、暦年課税においては、相続開始前贈与の相続税の課税価格への加算対象期間が相続開始前3年から順次7年に延長されることになり、暦年課税のメリットが縮小したということもできます。

今後、これらを受けて、相続時精算課税制度の利用が増加するかもしれませんが、その利用に当たっては、相続財産の種類や総額、推定相続人の人数や構成、特定贈与者・受贈者の年齢その他の状況などを総合的に勘案して慎重に判断することが大切です。